

2026 年 8 月 21 日

各位

会社名 インスペック株式会社
代表者名 代表取締役社長 菅原 雅史
(コード番号：6656 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理部長 佐藤 保
TEL 0187-54-1888 (代表)

第三者割当による第 19 回新株予約権（行使価額修正条項付）の
払込完了に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 5 日開催の取締役会において決議した、第三者割当による第 19 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、本日、割当先である Cantor Fitzgerald Europe との間で本新株予約権に係る買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結し、払込が完了したことを確認いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2026 年 8 月 5 日公表の「第三者割当による第 19 回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

＜本新株予約権の概要＞

(1) 割当日	2026 年 8 月 21 日
(2) 発行新株予約権数	23,590 個
(3) 発行価額	総額 8,893,430 円 (新株予約権 1 個当たり 377 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	2,359,000 株 (新株予約権 1 個につき 100 株) 下限行使価額 (下記「(6) 行使価額及び行使価額の修正条 項」において定義します。但し、本新株予約権の発行要項に 従い調整を受けます。) は 471.0 円ですが、下限行使価額に より行使された場合においても、本新株予約権に係る潜在株 式数は 2,359,000 株です。
(5) 調達資金の額	1,999,103,630 円 (差引手取概算額) (注)
(6) 行使価額及び行使価額 の修正条項	当初行使価額は 847.8 円とします。 2026 年 8 月 25 日 (同日を含む。) 以後、本新株予約権の各 行使請求の通知が行われた日 (以下「修正日」といいま す。) の属する週の前週の最終取引日 (以下「修正基準日」 といいます。) の東京証券取引所における当社普通株式の普 通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終 値) の 90% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り上げた 金額 (以下「修正基準日価額」といいます。) が、当該修正 基準日の直前に有効な行使価額を 0.1 円以上上回る場合又は 下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基 準日価額に修正されます (修正後の行使価額を以下「修正後 行使価額」といいます。)。但し、かかる算出の結果、修正 後の行使価額が下限行使価額である 471.0 円を下回る場合 には、修正後行使価額は下限行使価額とします。上限行使価 額はありません。
(7) 募集又は割当方法	Cantor Fitzgerald Europe に対して第三者割当の方法によっ

(割当先)	て割り当てます。
(8) 本新株予約権の行使期間	2026年8月24日から2029年8月23日までの期間
(9) その他	① 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日の翌日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の割当先に対し、書面による通知を当該取得日の1か月以上前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。 ② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社の書面による事前承諾を要するとされています。 ③ 当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約を締結いたしました。その主な内容のうち本新株予約権に係るものは以下のとおりです。 ・行使停止条項 当社は、1週間前までに割当先に通知することによって、当社の裁量により、割当先による本新株予約権の行使を停止し、その後、当社の裁量により、停止を解除し行使の再開を許可することが可能です。 ・買戻条項 当社は、行使期間最終日において、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、残存する本新株予約権の全部を取得します。 ・株式条件付ロックアップ条項 割当先は、原則として、当社の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を市場で売却できないものとします。割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を、割当先又はその関係会社が海外機関投資家であると合理的に認識している者に対して市場外で売却するものとします。 ・ロックアップ 当社は、発行決議日以降、本新株予約権の行使完了日までの期間、エクイティ性の資金調達について、割当先以外の第三者との間で協議、交渉又は合意を行う、若しくは公表を行おうとする場合、一定の場合を除き、割当先による事前の書面による承諾を要するものとします。 ・優先交渉権 当社は、発行決議日以降、本新株予約権が全て行使され、又は取得その他の理由により残存しなくなった日から2年を経過する日までの期間において、割当先以外の第三者との間でエクイティ性の資金調達の実施について具体的な検討を開始する場合には、割当先との間で誠実に協議を行い、割当先に対して、当該資金調達に関する提案、検討

	及び協議を優先的に行う機会を付与するものとします。 ④ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
--	---

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（9,750,000 円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合に、当該調達資金の額は減少します。

以上